

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第14期第18回島根海区漁業調整委員会が、平成28年3月18日(金)に松江エクセルホテル東急で開催され、以下の議題について諮問、協議等が行われました。

(1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画について

(諮問)

- 「海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」は、TAC(漁獲可能量)制度のもと、島根県では知事許可漁業で採捕するマイワシなど5魚種について、TACや管理方法などを県計画として定めています。
- 平成28年4月から翌3月を管理期間とするスルメイカについて、「資源量は過去最高を記録した昨年度に比べ半減したものの依然として高水準」との資源評価により、平成28年2月に開催された国の水産政策審議会において、国全体のTACは昨年度の425千トンから256千トンに減少することとなりました。
- 島根県の割当は、昨年度に続き「若干量」とされ、知事から県計画について諮問があり、原案どおり答申することとされました。
- なお、小型いか釣り漁業(5トン以上漁船)は知事許可漁業ですが、同時に大臣への届出漁業となっており、適用するTACは大臣管理漁業の小型いか釣り漁業の枠で、今年度のTACは67.3千トンとなり、26千トンの減少となりました。

(2) しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について(協議)

- 従来から、主に石見地区沖合で操業するしいらつけ漁業について、漁業者が設置した漬けに蝸集した魚類を他の漁業者や遊漁者が獲らないよう、従来から委員会指示により、「漬け」周辺、半径200mの海域ではしいら、よこわ、ひらまさなどの漁獲、採捕を禁止しています。
- 指示を継続する旨の説明を受け、審議の結果、引き続き制限が必要であるとして、原案どおり委員会指示を継続することとなりました。

(3) あさりの繁殖保護のため殻長制限（中海、境水道）について(協議)

- 鳥取県漁業者と入り合って操業している中海、境水道において、島根県調整規則ではあさりの殻長制限がなかったため、平成 24 年度に鳥取県と規制内容を合わせるため、この委員会指示（有効期間 1 年）を発出しました。
- 以降、この規制の定着状況を勘案し有効期間を 2 年とする改正、さらに今回は、同時に規則化作業を行う予定のウナギの体長制限（30cm 以下禁止）に関する鳥取県の委員会指示と更新サイクルを合わせるため、あさりの委員会指示の有効期間を 3 年としたうえで継続することについて県から説明があり、原案どおり委員会指示を継続することとなりました。
- 委員からは有効期間に拘わらず、規則化を急ぐべきであるとの意見がありました。

(4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（トラフグの広域資源管理）について(報告)

- 資源状況が危惧されている、日本海西部～九州西方海域におけるトラフグについて、広域漁業調整委員会が①トラフグを漁獲する漁船の承認制②操業期間、海域の制限を内容とする委員会指示（有効期間 1 年）を発出し、トラフグの資源管理を図っています。
- 島根県では、とらふぐ漁業を専業とする漁船はいないものの、この委員会指示による規制海域が一部島根県の管轄水域にかかるため、委員会指示の継続に関しては、必ず島根海区漁業調整委員会において説明をしています。
- 国では、この委員会指示を平成 28 年 5 月 1 日から有効期間 1 年間として、さらに継続すべく作業を進めており、今回国の依頼を受け、県が代わって当委員会において説明し、指示の内容について了解されました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950